

育児休業手当金(休業中)給付者の扶養等について



質問

私は公務員として働いていますが、現在は産休中です。今月から育児休業になり、育児休業手当金が支給されます。子供は主人の会社の扶養に入っています。私も主人の扶養にはいるのでしょうか？育児休業を3年間取り、その後復職する予定です。育児休業手当金は子供が1歳になるまで支給され、年金・保険の掛け金は3年間免除されます。

回答

扶養手当は、会社規定によります。

該当するとご主人のお給料に上乘せで手当が支給されますが、これは会社の規定次第です。手当制度自体が存在しない会社もありますし、支給されるとしても会社の規定によります。制度があるのか？あるとしたら、どのような要件を満たせば支給されるのかをご主人の会社に確認してみてください。「手当が出ているのなら扶養に入れない」のなら、育休手当金の受給が終了すれば扶養対象になるのではないかと思います。

被扶養者の認定は、該当しません。

育児休業手当金のような非課税収入も収入に換算するせいというのがありますが、そもそも自分で社会保険に加入している場合は、被扶養者になれません。共済組合員であるので、ご主人の被扶養者にはなりません。被扶養者になれなくても、育休期間中は掛金は免除されているわけですから問題はありません。

年末調整 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書の控除対象配偶者・配偶者特別控除……，

平成20年1月～12月の給与収入(育児休業手当金は非課税収入なので収入に合算しなくてよい)が、103万円以下であれば、ご主人が税法上の控除対象配偶者とすることが可能です。因みに、103万円を超えても141万円未満であれば配偶者特別控除の対象になります。申告できた場合は、ご主人の所得税および住民税が安くなります。現在産休中ということですので、恐らく今年の年収は103万円を超えていますね？今年は扶養対象となりませんが、恐らく来年は給与収入103万円以下になると思われるので、来年になったらご主人の会社で手続きをとってもらってください。保険の被扶養とは別制度ですので、共済組合に加入したままでも問題ありません。

給与所得以外に、「傷病手当金」、「育児休業手当金」を受け取った場合、次の手当金は、給与所得として所得税の課税対象となりますか？



病気療養中に、健康保険組合から支給を受けた「傷病手当金」
育児休業中に、地方公務員等共済組合から支給を受けた「育児休業手当金」、

「いずれも所得税は課されません。」(給与所得 | 所得税 | 国税庁)

参考 扶養手当(配偶者13,000円)

徳島県職員の配偶者が … ，
育児休業許可を受けた日以降1年間の所得見込額(給料、諸手当、その他所得の合計額)が、年収130万円以内(月額108,333円、日額3,611円)で、かつ育児休業許可期間中は他に扶養する者がなく職員が扶養している実態が確認できれば、扶養親族として認定されます。育児休業職員の給与算出基礎の添付が必要です。